

全建事発第 097 号
令和 7 年 12 月 12 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会長 今井 雅則
〔公印省略〕

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
一部を改正する法律の全面施行について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 6 月 14 日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、このうち、「受注者に対する不当に低い請負代金による契約締結の禁止」、「受注者による著しく短い工期による契約締結の禁止」、「建設工事の見積書に記載すべき事項の明記」、「通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積・見積り変更依頼の禁止等」、「入札金額の内訳書に記載すべき事項の明確化」等に係る規定が令和 7 年 1 月 12 日から施工され、これにより一部改正法は全面施行されることとなります。

また、令和 6 年 9 月 1 日の一部改正法一部施行により、中央建設業審議会が労務費に関する基準を作成・勧告できることとされたことを踏まえ、令和 7 年 1 月 12 日に同基準が勧告されました。

これにより、上記の改正事項の施行と併せ、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請一下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る制度的な枠組みが確立することとなります。

つきましては、添付通知の内容をご了知いただくとともに、貴会会員企業の皆

さまに対して周知賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、添付資料が多いため、以下の URL よりダウンロードをお願いします。

(別紙 国土交通省通知文を除く)

【ダウンロード用 URL】

<https://xgf.nu/kB15G>

(パスワード：1212、ダウンロード期限：令和8年1月10日)

以上

別紙 国土交通省通知文

別添 1 改正建設業法等の改正の概要（1年6月施行分黄色塗り）

別添 2 （官報）建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

別添 3 （官報）建設業法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第379号）

別添 4 （官報）建設業法施行規則及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

別添 5 労務費に関する基準の実施について

別添 6 労務費の基準値の概要

別添 7 「労務費に関する基準」の運用方針

別添 8 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和7年12月10日一部改訂）

別添 9 自主宣言制度の概要

別添 10 労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月公表）

別添 11 CCUS レベル別年収の概要

別添 12 【国土交通省中建審第 2 号】公共工事標準請負契約約款の実施について

別添 13 【国土交通省中建審第 3 号】建設工事標準請負契約約款の実施について

別添 14 【国土交通省中建審第 4 号】民間建設工事標準請負契約約款（甲）・（乙）の実施について

別添 15 建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と支払いの実効性の確保依頼について

(担当) 事業部 三浦
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp